

五監公告第 16号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

平成27年11月30日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 監査の対象課

消防本部・消防署

3. 監査の範囲

平成27年度の財務に関する事務、事業の執行等

4. 監査の実施期間

平成27年10月29日～平成27年11月25日

5. 監査の方法

財務に関する事務の執行が、法令等の定めるところにより適正かつ効率的に行われているかどうか、及び経営に係る事業の管理が、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

あらかじめ監査資料の提出を求め、関係帳簿及び関係書類の調査や関係職員からの説明聴取を行うとともに、現地に出向いて調査した。

6. 監査の結果

監査の結果、事務処理はおおむね良好に執行されているが、一部において、不備及び改善の検討を要する事項が見受けられたので、適正な執行に努められたい。

また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、担当者に対し指導を行い、改善又は検討を要望した。

当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定により、その旨を通知されたい。

指摘事項等については、以下のとおりである。

(1) 指摘事項

①土地の賃貸借契約について

消防施設用地（消防器具置場等）の借用において、契約当事者の変更（土地の所有者が亡くなっている場合等）を生じている事例が見受けられる。法令、規則等による適正な事務処理に努められたい。

②行政財産使用許可について

許可書に記載された使用料納入期限を過ぎた収入の受け入れが散見される。条例、規則等に基づき、適正な事務処理に努められたい。

(2) 所見

住宅用火災報知器の設置については、新築住宅は平成18年6月から、既存住宅は平成23年6月から義務化され、平成27年6月1日現在、当市の普及率は82%となっており、県平均の80%を上回っている。

市民の生命と財産を守るためにも火災報知器の設置は有効な手段であり、今後も自主防災組織と連携する等の独自の創意・工夫を凝らし、設置率100%へ向けて一層の普及・啓発を望むものである。